○岩内町空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

令和元年5月30日訓令第24号

岩内町空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱 (目的)

- 第1条 この要綱は、岩内町内の空き店舗等の活用による地域経済の活性化を推進するため、空き店舗等に出店する事業者に対する岩内町空き店舗等活用支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、岩内町補助金等交付規則(昭和56年岩内町規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義)
- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き店舗等 岩内町内の空き店舗及び空き家をいう。
 - (2) 事業者 個人事業主、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に 規定する中小企業者及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に 規定する特定非営利活動法人をいう。ただし、特定非営利活動法人については、次の条件 を全て満たすこととする。
 - ア 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
 - イ 従業員数が中小企業基本法における中小企業者の範囲に当てはまること。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域経済の活性化に 寄与する事業であり、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準 として定められた日本標準産業分類に定める業種のうち別表1に定めるものとする。ただし、 次の各号に掲げるものを除く。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業
 - (2) 全国規模又は全道規模のフランチャイズチェーン等の店舗
 - (3) その他町長が適当でないと認める事業

(補助対象者等)

- **第4条** 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに該当しなければならない。
 - (1) 原則として週5日以上、かつ、1日4時間以上営業すること。
 - (2) 3年以上継続して事業を遂行すること。
 - (3) 事業主又は常時使用する従業員の半数以上が岩内町に住民登録をしていること。
 - (4) 法人の場合、株式資本の額が1,000万円を超えないこと。ただし、社会情勢、町の方針及び事業者の経営状況を考慮し、特に町長が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 補助対象事業が法令又は条例に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けている又は受ける見込みがあること。
 - (6) 空き店舗等を取得して事業を行う場合は、当該空き店舗等を取得後1年を経過していないこと。
 - (7) 空き店舗等を賃借し、又は取得して事業を行うにあっては、空き店舗等の所有者と 2 親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと。

- (8) 市町村税の他、岩内町の後期高齢者医療保険料、介護保険料、公営住宅等使用料、水道料金、下水道使用料、温泉供給料、温泉使用料を滞納していないこと。
- (9) 岩内町内での移転でないこと。
- (10) 反社会的勢力と関係がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、他の空き店舗対策事業等により補助金等の交付を受けているものは、補助対象者としない。

(補助の区分、対象経費及び補助額等)

- 第5条 補助対象事業の区分、補助対象経費及び補助金の額は、別表2のとおりとし、予算の 範囲内において決定するものとする。
- 2 店舗等改修の施工業者は、岩内町内の業者とする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 (対象となる空き店舗等)
- **第5条の2** 対象となる空き店舗等は、事業活動の場が主に1階に存する形態とし、かつ、その出入口又はショーウィンドウが公道に面しているものとする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、岩内町空き店舗 等活用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、町長に提出しなけ ればならない。
 - (1) 店舗等家賃補助
 - ア 事業計画書(様式第2号)
 - イ 納税状況等の調査に関する同意書(様式第3号)
 - ウ 確約書(様式第4号)
 - エ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書(様式第5号)
 - オ 賃貸借契約書の写し
 - カ 個人事業者にあっては税務署へ提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し、法人にあっては直近3月以内の登記事項証明書(履歴事項証明書)
 - キ 補助対象事業が法令又は条例に基づく許認可が必要な事業である場合は、許認可を受けていることを証する書類の写し
 - ク 事業主及び従業員の住民票の写し
 - ケ その他町長が必要と認める書類
 - (2) 店舗等改修費補助
 - ア 事業計画書(様式第2号)
 - イ 納税状況等の調査に関する同意書(様式第3号)
 - ウ 確約書(様式第4号)
 - エ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書(様式第5号)
 - オ 工事設計見積書及び工事設計図面の写し
 - カ 改修前の店舗等の写真(外観、内装、設備等)
 - キ 個人事業者にあっては税務署へ提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し、法人 にあっては直近3月以内の登記事項証明書(履歴事項証明書)
 - ク 補助対象事業が法令又は条例に基づく許認可が必要な事業である場合は、許認可を受けていることを証する書類の写し
 - ケ 事業主及び従業員の住民票の写し

- コ その他町長が必要と認める書類
- 2 店舗等家賃補助の家賃が2か年度にわたる場合は、単年度ごとの事業とし、単年度ごとに申請することとする。
- 3 補助金の交付申請の時期は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 店舗等家賃補助にあっては、出店の日から1月以内とし、店舗等の改修を伴う場合は、 工事契約締結の日から1月以内とする。ただし、前項に該当する場合、2回目の申請は4 月中とする。
 - (2) 店舗等改修費補助にあっては、工事契約締結の日から1月以内とする。 (交付の決定及び通知)
- 第7条 町長は、前条による申請があった場合は、書類の審査をし、適当と認めたときは速やかに交付の決定をし、岩内町空き店舗等活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(報告又は調査)

第8条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、 現地調査をすることができる。

(実績報告)

- 第9条 第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、速やかに岩内町空き店舗等活用支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) 改修後の店舗等の写真(外観、内装、設備等)
 - (2) 補助対象経費の領収書その他支払を証する書類の写し
 - (3) 口座振替申出書
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類を審査し、必要に 応じて現地調査を実施し、内容が適当であると認めたときは、岩内町空き店舗等活用支援事 業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知し、補助金を交付するものと する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を 取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 確約書又は反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書に反した場合
 - (2) 第4条に規定する要件を欠くに至った場合
 - (3) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた場合
 - (4) その他町長が不適当と認めた場合 (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(岩内町空き店舗活用支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 岩内町空き店舗活用支援事業補助金交付要綱(平成28年岩内町訓令第13号)は廃止する。

(施行期日等)

3 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の岩内町空き店舗等活用支援事業補助 金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に新規に申請した者について適用し、同日前に 申請した者については、なお従前の例による。

(施行期日等)

4 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の岩内町空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に新規に申請した者について適用し、同日前に申請した者については、なお従前の例による。